

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

聖籠町長 西 脇 道 夫

#### 聖籠町条例第4号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年聖籠町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条の2を削る。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とする。

第15条の次に次の1章及び章名を加える。

#### 第5章 支給審査委員会

（支給審査委員会）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 第6章 雑則

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。